

# 湖北広域だより



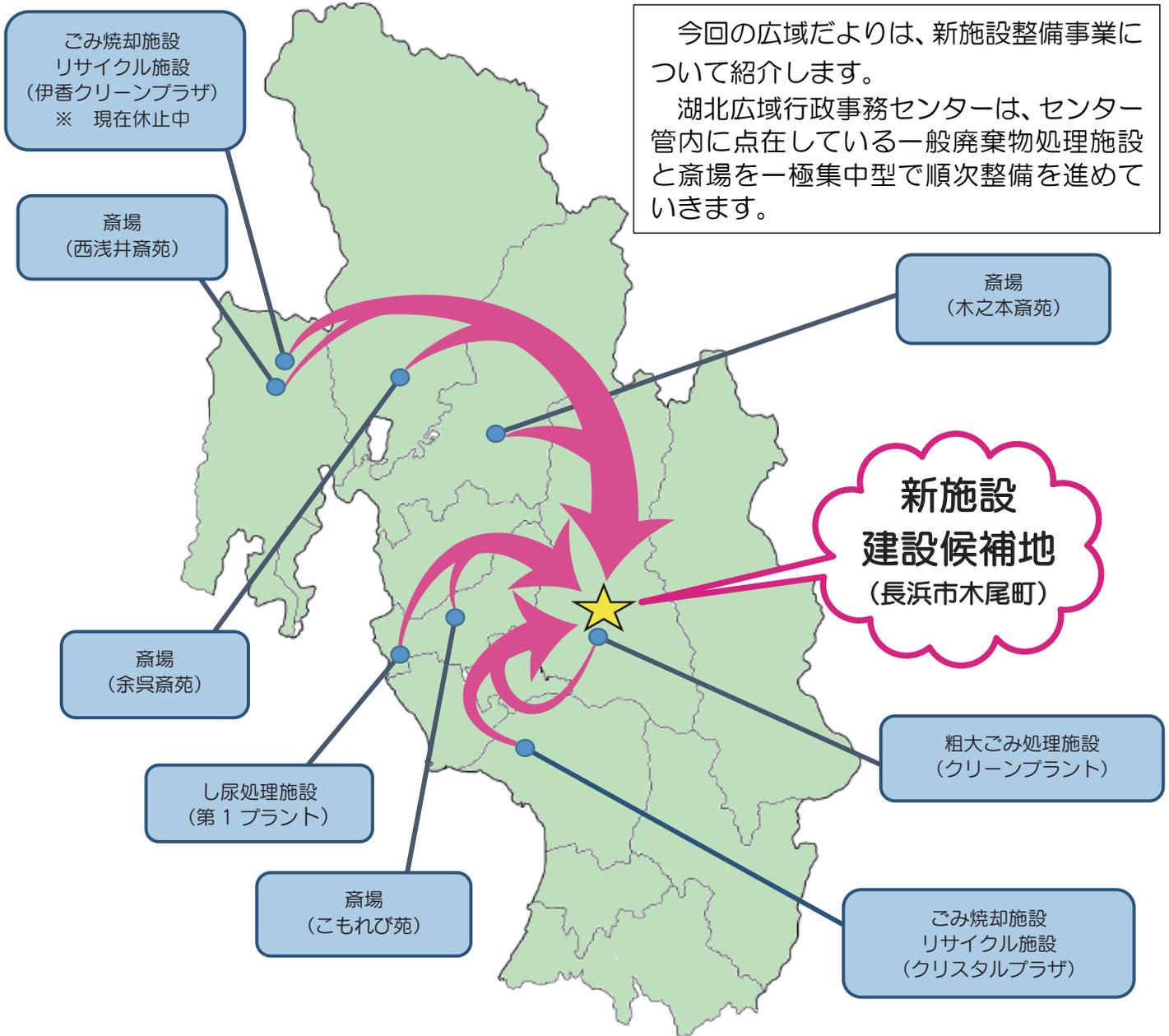
## 湖北広域行政事務センター

平成29年10月 第22号



今回の広域だよりは、新施設整備事業について紹介します。

湖北広域行政事務センターは、センター管内に点在している一般廃棄物処理施設と斎場を一極集中型で順次整備を進めていきます。



編集・発行／滋賀県長浜市八幡中山町200番地  
湖北広域行政事務センター 業務課

TEL62-7143 FAX65-0245  
URL <http://www.kohoku-kouiki.jp/>

構成自治体  
(平成29年9月1日現在人口)

長浜市  
119,468人

米原市  
39,564人

合計  
159,032人

# 新 施 設 整 備 事

## 【新施設建設候補地の決定】

センターが実施しました斎場及び一般廃棄物処理施設建設用地の公募に対し 4 件の応募をいただき、センター附属機関の「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会」(委員長 金谷健 滋賀県立大学環境科学部教授)において、延べ 10 回にわたり、同委員会で決定した評価審査基準に基づき公平・公正な選定評価を行っていただきました。選定評価結果を報告書として取りまとめられ、去る平成 29 年 6 月 14 日に委員長からセンター管理者に報告がなされました。

その報告内容をもとに、長浜市、米原市の両市長及びセンター管理者の三者による管理者会議において、下記のとおり木尾町自治会の応募用地を候補地とすることと決定しました。

### 選定評価結果報告会



(左から八上事務局長、若林管理者、金谷委員長、及川副委員長)

### 管 理 者 会 議



(左から藤井長浜市長、平尾米原市長)

### 選定委員会及び管理者会議の結果

	選定委員会	管理者会議
応募者	推奨応募用地 (順位)	会議の結果
長浜市 木尾町自治会	推奨候補地 (第 1 順位)	候補地

※結果等の詳細は、センターホームページに公表しています。

## 【新斎場整備運営に関する事業方式の決定】

策定した斎場基本計画を踏まえ新斎場の整備運営は、**PFI 方式の BTO 方式を採用**することに決定しました。

新しく整備する斎場は、従来、行政が対応してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営などの事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、良質で安価な公共サービスの提供を実現する手法である PFI 方式の BTO 方式を採用し、事業に取り組んでいくことを管理者会議において決定しました。

# 事業について

建設候補地 長浜市木尾町地先 (面積 約 5.3ha)

広域位置図



詳細位置図



候補地写真 1



(候補地北西地点から南東に向けて撮影)

候補地写真 2



(候補地北東地点から南西に向けて撮影)

【今後の予定】 ※新施設整備事業については、随時センターホームページ (<http://www.kohoku-kouiki.jp/>) に掲載します。  
 現施設の状況から斎場の整備を最優先に取り組み、順次、汚泥再生処理センター、ごみ焼却施設・リサイクル施設の順番で施設整備を行います。2029年4月には全施設が稼働できるよう施設整備を進めていきます。

☆新施設の概要 ※施設処理能力等は、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づくものです。

- 斎場 設置炉数：8 炉 (十予備空間 1 炉) 稼働予定 2021 年 4 月
- 汚泥再生処理センター 処理能力：40 k l / 日 稼働予定 2025 年 4 月
- ごみ焼却施設 処理能力：143 t / 日 稼働予定 2029 年 4 月
- リサイクル施設 処理能力：34 t / 日 稼働予定 2029 年 4 月

年度(和暦)	2017年 (H29)	2018年(H30)		2019年 (H31)	2020年 (H32)	2021年 (H33)	2022年 (H34)	2023年 (H35)	2024年 (H36)	2025年 (H37)	2026年 (H38)	2027年 (H39)	2028年 (H40)	2029年 (H41)
		~9月末	~3月末											
斎場	現地 測量等 ・ 用地 交渉	用地 売買 契約 (予定 )	敷地造成	建設工事	稼働予定 (2021年4月~)									全施設稼働予定 (2029年4月~)
汚泥再生処理センター (し尿処理施設)					敷地造成	建設工事	稼働予定 (2025年4月~)							
ごみ焼却施設 リサイクル施設									敷地造成	建設工事				

# ごみを出すときの注意点について

各ご家庭から出されるごみについては、「こほくる〜」に基づき、ごみを分別していただいています。

本号では、ごみを出される前にもう一度確認していただきたいごみの処理方法について、次のとおり記載しましたので、ご協力をよろしくお願い致します。

※ ごみの出し方については、各ご家庭にお配りしている「こほくる〜」やセンターホームページ (<http://www.kohoku-kouiki.jp/>) に詳しく掲載しています。

## ○剪定枝の大きさについて

剪定枝を持ち込まれる際は、長さ 50 センチ、太さ 5 センチ程度に切って持ち込んでください。  
長さ、太さを制限する理由は、焼却炉の入り口で詰まらないようにするためです。

※剪定枝を持ち込む場合、排出者自身がクリスタルプラザへ持ち込む必要があります。  
他者の剪定枝を持ち込むことはできません。

## ○布団・畳・ござ等の持込みについて

クリスタルプラザでは、布団・畳・ござ等の持込み量は、1 日に各 10 枚までです。  
量を制限する理由は、布団・畳・ござ等は焼却する前に、切断処理する必要があるためです。

※ 住宅の解体、増改築にともなって発生するものは枚数にかかわらず持ち込むことができません。

## ○古紙(新聞、ダンボール、雑誌・チラシ)について

古紙(新聞、ダンボール、雑誌・チラシ)については、資源ごみ収集日に出していただくか、民間の古紙取り扱い事業者に直接持ち込みをしてください。

## ○小動物の死骸の持込みについて

小動物の死骸は、収集できないため、クリスタルプラザに直接持ち込んでください。

なお、持ち込まれる際は、死骸を袋に入れ、ダンボールで梱包し、さらにそのダンボールを袋に入れてください。

